

兵庫県高等学校体育連盟卓球専門部規約

平成 12 年 10 月 12 日一部改正

平成 24 年 3 月 1 日一部改正

第1章 総則

第1条 本専門部は兵庫県高等学校体育連盟卓球専門部と称し事務局を委員長在任校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本専門部(以下本部と称す)は、兵庫県高等学校体育連盟の目的に準拠し、全国高等学校体育連盟専門部、日本卓球協会、兵庫県卓球協会ならびに教職員卓球連盟との関係を緊密にし、高等学校卓球競技の振興を、図り、併せて兵庫県各支部相互の融和親睦を図ることを目的とする。

第3条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①兵庫県高等学校総合体育大会卓球競技の主管
- ②全国高等学校選抜卓球大会兵庫県予選会の主管
- ③全日本選手権ジュニアの部の主管
- ④県民大会兼国体少年の部の主管
- ⑤兵庫県選手権ジュニアの部の主管
- ⑥選手強化、指導力向上事業

第3章 組織

第4条 本部は各支部をもって組織する。

第5条 県内を次の7支部(以下地区と称す)に分け、各地区には責任者を置く。
阪神地区、神戸地区、東播地区、西播地区、
丹有地区、但馬地区、淡路地区

第4章 役員および事務局

第6条 本部に次の役員を置く。

- ①部長 1名 理事会で推薦する。
- ②委員長 1名 理事会で推薦する。
- ③副委員長 若干名 理事会で推薦する。
- ④理事 各地区が推薦した者を委員長が委嘱する。
各地区の理事の数は次のようにする。
阪神地区(3)、神戸地区(6)、東播地区(3)、
西播地区(4)、丹有地区(2)、但馬地区(2)
淡路地区(2)
なお、委員長指名の理事(若干名)を加えることができる。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- ①部長・委員長は本部を統理代表する。
- ②副委員長は委員長を補佐する。
- ③理事は理事会を構成し、各地区を統括するとともに本部の運営を分担する。
- ④役員の任期は2か年とし、再任を認める。

第5章 会議

第8条 本部に次の会議をおく。

- ①理事会は毎年定期に開催し、当該年度の事業および予算、決算、その他の重要事項を議定する。
- ②理事会は必要に応じて委員長が召集し、理事会提出議案および理事から委任された事項その他重要事項を審議する。

第9条 会議は構成人員の過半数(委任状を含む)で成立する。議案は出席者の過半数により可決を決し、可否同数の場合は議長が決する。但し、規約改正については理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 会計

第10条 本部の会計は、県卓球協会登録料の一部、大会参加料その他の収入を以てこれに充てる。

第11条 本部の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 表彰および慶弔

第12条 本部は役員・理事等、優秀監督・選手・学校の表彰をおこなう。

第13条 本部は役員・理事等、選手の慶弔を行う。

第8章 規程

第14条 本部は円滑な運営のため、必要に応じて規程を定めることができる。

第15条 規程の制定・改正は理事会の承認を必要とする。

第9章 付則

この規約は平成7年10月1日より施行する。